平成２２年（フ）第２７５号
愛知県西尾市熊味町北十五夜１番地　パールスクエア５階Ａ号室
債務者　乙成　礼子（旧姓矢崎）
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第２７８号
愛知県碧南市丸山町４丁目55番地
債務者　奥谷　幸子
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第１７５号
岡山県倉敷市中畝６丁目４番29号
債務者　黒田　浩二
1　決定年月日時　平成22年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第１８２号
岡山県倉敷市川入734番地８　アークプラザ201号
債務者　山﨑　元司
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第４５３号
札幌市北区篠路４条７丁目５番10号　コンフォース篠路Ⅰ203号
債務者　佐藤　尚子（旧姓六渡）
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６３２号
北海道石狩郡当別町樺戸町357番地
債務者　角田　博美
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８１３号
札幌市白石区北郷１条８丁目８番34号
債務者　横山　知幸
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８２５号
札幌市南区川沿９条３丁目６番２号
債務者　瀬川恵理子
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８４２号
札幌市東区北40条東14丁目３番７号　ファーロックコートＫ40―102号
債務者　丸山　信行
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８７４号
北海道江別市緑町西１丁目４番地の１　松下ハイツ江別Ⅱ306号室
債務者　篠田　徹穂
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８８３号
札幌市厚別区厚別北３条５丁目20番15号
債務者　臼杵　陽子
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８９５号
札幌市西区西野２条１丁目２番26―303号
債務者　久保　弘美（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０４４号
札幌市東区北36条東24丁目１番22号　玉宝ハイツ２―７号
債務者　水沼理恵子（旧姓植根）
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０５９号
札幌市白石区東札幌２条６丁目４番26―502号
債務者　本田　喜弘
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０８６号
札幌市白石区本通12丁目南１番23号　コーポみなみさか203号
債務者　遠藤　正男
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０８７号
札幌市白石区本通12丁目南１番23号　コーポみなみさか203号
債務者　遠藤　芳江
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０８９号
札幌市白石区南郷通６丁目南２番３―503号
債務者　和田　明美
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７号
北海道稚内市大字声問村字恵北
債務者　鈴木えい子
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
旭川地方裁判所稚内支部